



島根県報

平成26年9月26日（金）

第2,635号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

健康増進法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 2

【告 示】

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 (中小企業課) 9
の変更の届出

【正 誤】

平成26年9月16日付け島根県報第2,632号中 (森林整備課) 10

公布された条例等のあらまし

◇健康増進法施行細則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

- (1) 特定給食施設の管理者は、毎年11月に実施した給食について、栄養管理状況報告書を作成し、12月末までに当該特定給食施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならないこととした。（第4条第1項・様式第6号関係）
- (2) 知事は、小規模給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設（特定給食施設を除く。）をいう。）の管理者に対し、栄養管理状況報告書の提出を求めることができることとした。（第4条第2項・様式第6号関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（栄養管理状況報告書の提出）

第4条 法第24条第1項の規定により、特定給食施設の管理者は、毎年11月に実施した給食について、栄養管理状況報告書（様式第6号）を作成し、12月末までに当該特定給食施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

2 知事は、法第18条第1項第2号の規定により必要に応じて適切な指導及び助言を行うため、小規模給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設（特定給食施設を除く。）をいう。以下同じ。）の管理者に対し、栄養管理状況報告書を当該小規模給食施設の所在地を管轄する保健所長に提出するよう求めることができるものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

特定給食施設変更届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所
氏名

特定給食施設の届出事項に変更を生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

2 変更事項（該当するものの番号を○で囲むこと。）

- (1) 施設名称・所在地
- (2) 設置者氏名・住所
- (3) 施設の種類
- (4) 予定給食数
- (5) 管理栄養士及び栄養士の員数
- (6) 委託の有無

3 変更年月日

年 月 日

4 変更内容

変 更 前	変 更 後

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号その1 (第4条関係)

栄養管理状況報告書 (病院、介護老人保健施設、社会福祉施設等の給食施設)

年 月 日

保健所長 様

施設名

所在地

施設管理者名 (職氏名)

連絡先 (電話)

年 月実施分

基 本 情 報								
施設種類	1. 病院	食事区 分別平 均食数	食 種		朝食	昼食	夕食	合計
	2. 介護老人保健施設		入所	a. 一般食				
	3. 老人福祉施設			常食 (再掲)				
	4. 社会福祉施設			軟食 (再掲)				
	5. その他			b. 特別食				
分類	1. 指定給食施設	通所	c. 一般食					
	2. 特定給食施設		常食 (再掲)					
	3. 小規模給食施設		軟食 (再掲)					
			d. 特別食					
定数・定員 (入所)	床 (人)	e. 職員食						
	床 (人)	合計 (a ~ e)						
運営方法	1. 直営	食物ア レルギー 一該当 者	1. 有 人 2. 無 3. 不明					
	2. 委託 (全部・一部)		従事者 数	職 種	施設側		委託側	
	【委託先名称】	常勤			非常勤	常勤	非常勤	
	【委託先住所】	管理栄養士						
	【委託先電話】	栄養士						
	【委託内容】	調理師						
		調理員						
事務職員等								
1. 献立作成 2. 発注	合計							
3. 調理 4. 盛付								
5. 配膳 6. 下膳								
7. 食器洗浄 8. 栄養管理								
9. その他								
体 制 整 備								
栄養管理委 員会	1. 有 2. 無	従事者への研修		1. 有 2. 無				
衛生管理・ 危機管理								

栄養管理の実施状況					
利用者の状況 把握					
利用者への調 査					
選択食					
給食・栄養管 理の評価項目		給食・栄養 管理の評価 結果の活用 状況		情報提供の 内容	
栄養指導 (教育)					
栄養サポート					
施設の自己評 価	【改善したい内容など（自由記載）】				
栄養管理責任 者	【職種】		【氏名】		

作成者・報告 者	【部門】				
	【職種】		【氏名】		
	【電話】		【FAX】		
	【メールアドレス】				

備考 この様式は、別に定める記入要領に従って記入すること。

様式第6号その2 (第4条関係)

栄養管理状況報告書 (学校、保育所、事業所等の給食施設)

年 月 日

保健所長 様

施設名

所在地

施設管理者名 (職氏名)

連絡先 (電話)

年 月実施分

基 本 情 報								
施設種類	1. 学校 2. 児童福祉施設 3. 事業所 4. 寄宿舍 5. 矯正施設 6. 自衛隊 7. 一般給食センター 8. その他	食事区 分別平均食数	対 象		朝食	昼食	夕食	合計
			就学前	a. 乳児 b. 3歳未満児 c. 3歳以上児				
分類	1. 指定給食施設 2. 特定給食施設 3. 小規模給食施設	食事区 分別平均食数	小学生	d. 低学年 e. 中学年 f. 高学年				
			g. 中学生					
対象者数			h. 学生					
(一時保育)			i. 職員					
対象施設数			j. 事業所等 (一般成人)					
			合計 (a~j)					
運営方法	1. 直営 2. 委託 (全部・一部)	食物ア レルギー 一該当 者	1. 有 人 2. 無 3. 不明 「1. 有」の対応内容 (複数回答) 1. 代替食 2. 除去食 3. 弁当持参 4. その他: 内容 ()					
	【委託先名称】		従事者 数	職 種	施設側		委託側	
	【委託先住所】			常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	【委託先電話】	管理栄養士						
	【委託内容】 1. 献立作成 2. 発注 3. 調理 4. 盛付 5. 配膳 6. 下膳 7. 食器洗浄 8. 栄養管理 9. その他	栄養士						
		調理師						
調理員								
	事務職員等							
	合計							
体 制 整 備								
給食委員会	1. 有 2. 無	従事者への研修	1. 有 2. 無					
衛生管理・危機管理								

栄養管理の実施状況							
利用者の状況把握							
給食形態							
作成している帳票							
給与栄養目標量・給与栄養量							
給食・栄養管理の評価項目			給食・栄養管理の評価結果の活用状況			情報提供の内容	
利用者の身体状況	<p>【やせの割合・肥満の割合】</p> <p style="text-align: center;">やせ者割合 肥満者割合</p> <p> $\frac{\text{やせ者 人}}{\text{対象者 人}} = \text{\%}$ $\frac{\text{肥満者 人}}{\text{対象者 人}} = \text{\%}$ </p>						
栄養指導(教育)	個別指導内容	人	個別指導内容	人	集団指導内容	件	延べ人数
施設の自己評価	【改善したい内容など(自由記載)】						
栄養管理責任者	【職種】			【氏名】			

作成者・報告者	【部門】						
	【職種】			【氏名】			
	【電話】			【FAX】			
	【メールアドレス】						

備考 この様式は、別に定める記入要領に従って記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年9月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー江津店 島根県江津市二宮町神主ハ89-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 24台（ジュンテンドー及びキヌヤ棟西側）

(変更後) 24台（ジュンテンドー及びキヌヤ棟北側：16台、同棟西側：8台）

(4) 変更する年月日

平成26年10月1日

2 届出年月日

平成26年9月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

正**誤**

平成26年9月16日付け島根県報第2,632号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第523号中	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	